

薬生食基発 0422 第 1 号 薬生食監発 0422 第 1 号 令和4年4月22日

都道府県保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課長 (公 印 省 略) 食品監視安全課長 (公 印 省 略)

3-アセチルー2, 5-ジメチルフランの取扱いについて

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランについては、令和元年10月21日付 け薬牛食基発 1021 第1号・薬牛食監発 1021 第1号「類又は誘導体として指定 されている18項目の香料に関するリストについて」(以下「令和元年通知」 という。) において、ケトン類に該当する物質として掲載されているところで す。

この度、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された3-アセチルー 2. 5-ジメチルフランに関する一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験 の結果等について、同研究所等に所属する安全性生物試験研究の専門家に意見 を求めたところ、3-アセチル-2,5-ジメチルフランについては、食品の 着香の目的で使用する場合、人における発がんの懸念は高くはないと考えられ るものの、遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされました。

日本香料工業会では既に3-アセチル-2,5-ジメチルフランの使用を中 止するよう会員各社に周知が行われたところですが、上述の趣旨を踏まえ、3 ーアセチルー2,5-ジメチルフランについて、令和4年12月31日をもっ て、令和元年通知の別紙から削除することとしましたので、下記の事項に留意 の上、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いします。

令和 5 年 1 月 1 日以降、添加物としての 3 - アセチルー 2 , 5 - ジメチルフラン並びにこれを含む製剤及び食品は、販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用、貯蔵若しくは陳列を自粛するよう指導されたいこと。ただし、令和 4 年 12 月 31 日までに製造、輸入等された食品の販売にあっては、この限りではない。